

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認福島地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	1 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	1 件
厚生年金関係	1 件

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間のうち、平成6年3月31日から同年12月1日までの期間について、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格喪失日は、同年12月1日であると認められることから、当該期間に係る資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、平成6年3月から同年9月までは19万円、同年10月及び同年11月は13万4,000円とすることが妥当である。

申立人の申立期間のうち、平成6年12月1日から同年12月18日までの期間について、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格喪失日は、同年12月18日であると認められることから、当該期間に係る資格喪失日に係る記録を、前述の同年12月1日から同年12月18日に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和43年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年3月31日から同年12月18日まで

私は、B社に勤務していたが、同社が厚生年金保険の適用事業所となっていなかったため、関連会社のA社において厚生年金保険被保険者とされていた。私は、平成6年12月中旬頃まで継続して勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険被保険者資格喪失日が同年3月31日となっているので、申立期間について、被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、平成6年3月31日から同年12月1日までの期間については、申立人及び申立人が同時期まで勤務していたと氏名を挙げた複数の同僚に係る雇用保険の加入記録により、申立人は、B社に勤務していたことが確認できる。

また、B社の事業主は、「当社は、厚生年金保険の適用事業所となっていなかったため、当社の従業員が厚生年金保険への加入を希望する場合、給与から厚生年金保険料を控除し、私の母が経営するA社において厚生年金保険

に加入させていた。」と述べているところ、同僚から提出された給与明細書及びオンライン記録によれば、当該同僚は、厚生年金保険料をB社の事業主により給与から控除され、A社において厚生年金保険被保険者となっていたことが確認できる上、申立人を含む複数の同僚も同社において厚生年金保険被保険者となっていたことが確認できる。

一方、オンライン記録によれば、申立人のA社における資格喪失日は、当初、平成6年12月1日と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった日（平成6年12月26日）の後の7年1月4日付けで、6年3月31日に遡及して訂正され、それに伴い同年10月1日付けの標準報酬月額の時決定に係る記録（13万4,000円）も取り消されていることが確認できるほか、他の同僚14人についても、申立人と同様に、7年1月4日付けで、当初記録されていたそれぞれの資格喪失日が6年3月31日に遡及して訂正されていることが確認できる。

また、複数の同僚は、「申立人が、B社において経理事務を担当していたと思う。」と述べているものの、申立人は、「私は現場事務の担当で、給与計算等は行っていない。資格喪失日の訂正処理については全く知らなかった。」と述べている上、事業主は、「社会保険事務所（当時）との窓口は私自身が行っていた。」と述べていることから、申立人は、当該訂正処理に関与していなかったものと認められる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、申立人の資格喪失日の訂正処理を行う合理的な理由は見当たらず、当該資格喪失日に係る有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人のA社における資格喪失日は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た平成6年12月1日であると認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額については、申立人のA社における平成6年2月のオンライン記録及び事業主が同年10月1日付けで社会保険事務所に届け出た取消前の時決定の記録から、同年3月から同年9月までは19万円、同年10月及び同年11月は13万4,000円とすることが妥当である。

申立期間のうち、平成6年12月1日から同年12月18日までの期間については、前述の雇用保険の加入記録及び複数の同僚の記憶により、申立人は、前述の資格喪失日の後の同年12月17日まで継続してB社に勤務していたことが確認でき、当初記録されていた同年12月1日に被保険者資格を喪失する理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人は、平成6年12月1日から同年12月17日までの期間においても厚生年金保険被保険者であったと認められることから、申立人のA社における資格喪失日を、前述の同年12月1日から申立人に係る雇用保険の離職日の翌日である同年12月18日に訂正することが必要である。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和8年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和31年11月27日から33年3月1日まで  
② 昭和33年11月26日から34年8月1日まで

私は、昭和31年11月にA社を退職し、すぐにB社に入社した。

当初の勤務地はB社C営業所であったが、1年も経ないうちに同社D営業所に異動し、昭和33年3月頃に同社C営業所に戻った。その後、同年11月頃に再度、同社D営業所に異動となり、39年8月に退職するまで勤務していた。

申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の具体的な記憶及び複数の同僚の証言から、申立人が、申立期間において、B社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、B社の承継事業所であるE社は、「申立期間当時のB社に係る関係資料は保管していないため、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除等を確認することはできない。」旨回答している。

また、申立期間①のうち、申立人がB社C営業所から同社D営業所に異動するまでの期間について、当時、同社C営業所に勤務していた複数の同僚は、「入社後、試用期間があり、試用期間中は厚生年金保険に加入していなかった。」としている上、当該複数の同僚が記憶する入社日から資格取得日までの期間が3か月から1年程度となっていることから、同社同営業所では、全ての従業員について、必ずしも入社と同時に被保険者資格を取得させる取扱いではなかったことがうかがわれる。

さらに、申立期間①のうち申立人がB社C営業所から同社D営業所に異動した後の期間及び申立期間②について、オンライン記録によると、同社D営

業所は、昭和 34 年 10 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、当該期間は適用事業所ではないことが確認できる上、申立人と一緒に同社同営業所に勤務していたことが確認できる複数の同僚についても、当該期間に係る厚生年金保険被保険者記録は確認できない。

加えて、B 社において統括的な管理者であったとする同僚は、「当時、事業所の運営、社会保険の適用及び取扱い等は営業所ごとに行っており、中には厚生年金保険に加入していなかった営業所も存在していたはずである。」としている。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。